

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

【制度概要】

- ・ 交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。
- ・ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ・ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。
- ・ 地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本整備総合計画を作成し、国に提出。
- ・ 国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

【交付対象】

地方公共団体等

【交付期間】

おおむね3～5年

【対象事業】

○基幹事業

社会資本整備総合計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（社会資本整備総合交付金）

社会資本整備総合計画の目標（防災・安全対策に限る。）を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業（防災・安全交付金）

○関連事業

・ 関連社会資本整備事業

基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び公的賃貸住宅の整備に関する事業

・ 効果促進事業

基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

・ 社会資本整備円滑化地籍整備事業

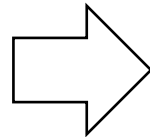
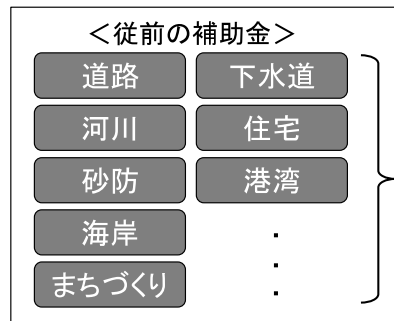
基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

【問合せ先】

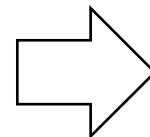
国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室 03-5253-8967（直通）

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



社会資本
整備総合
交付金



社会資本整備総合交付金

(成長力強化や地域活性化等につながる事業)

令和2年度予算	: 7,627億円※
令和3年度予算	: 6,311億円
令和4年度予算	: 5,817億円
令和5年度予算	: 5,492億円
令和6年度予算	: 5,065億円

防災・安全交付金

(「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援)

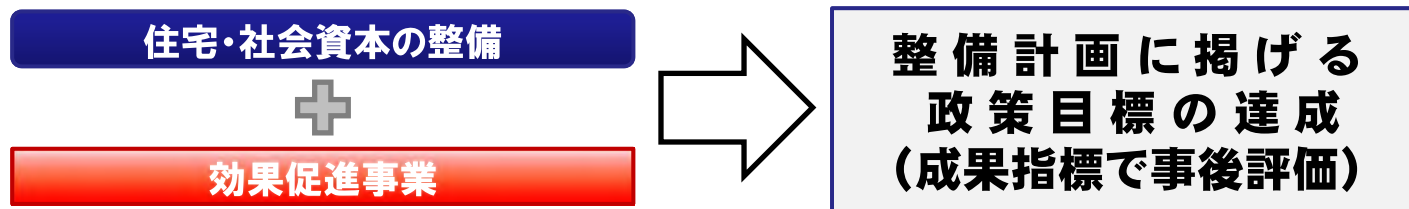
令和2年度予算	: 1兆 388億円※
令和3年度予算	: 8,540億円
令和4年度予算	: 8,156億円
令和5年度予算	: 8,515億円
令和6年度予算	: 8,707億円

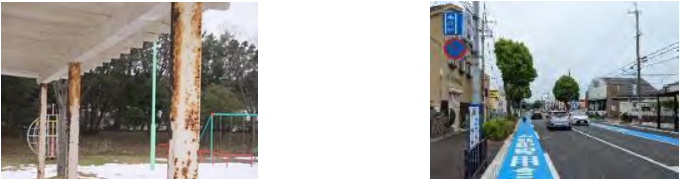
※ 令和2年度予算は臨時・特別の措置を含んでおり、金額は以下の通り。
社会資本整備総合交付金: 349億円、防災・安全交付金: 2,541億円

両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業



住宅・社会資本の整備	効果促進事業
基幹事業	
○ 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防 ○ 上下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地 ○ 住宅 ○ 住環境整備 ○ 地域公共交通再構築 等	○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務 ○全体事業費の2割目途
(社会資本整備総合交付金の例) ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成 例) 都市公園の整備 例) 港湾施設の整備 ・民間投資を誘発する取組 例) PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入	(防災・安全交付金の例) ・インフラ老朽化対策 例) 公園施設の改修 ・生活空間の安全確保 例) 自転車通行空間の整備 ・事前防災・減災対策 例) 流域治水対策(風水害・土砂災害への対策)
 	 
	(社会資本整備総合交付金の例) ・観光情報の発信(観光案内情報板の整備、観光PR等) ・社会実験(シェアサイクル、道路の歩行者優先化等) ・計画検討・策定(住生活基本計画等) (防災・安全交付金の例) ・ハザードマップの作成・活用 ・防災教育、防災訓練の実施 ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等) ・遊具の修繕
	 

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業(社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

○ 地域公共交通の「リ・デザイン」等に対する支援

令和6年度当初予算額	20,805	百万円
令和5年度補正予算額	27,900	百万円

地域の多様な関係者が連携・協働し、地域公共交通を再構築する「リ・デザイン」に向けた取組を支援し、持続可能な公共交通サービスの構築を推進する。

<内 容>

○ 地域公共交通のリ・デザインの加速化

- ・官民、交通事業者間、他分野の共創や MaaS のさらなる高度化を推進する共創・MaaS プロジェクト（地域の類型化と小規模地域における定額補助の創設）
- ・AI オンデマンド交通等の新しいモビリティの導入
- ・自動運転による公共交通の社会実装に向けた支援
- ・ローカル鉄道の再構築に向けた調査・実証の支援
- ・地域公共交通計画の裾野拡大、立地適正化計画との一体策定等の支援（地域公共交通のリ・デザインを推進する計画策定に対する支援強化）

○ バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

- ・バス・タクシー運転者の確保・育成など、人材確保対策の強化
- ・タッチ決済等の新たな決済手段や、交通情報データ化等の DX・GX による公共交通の基盤強化

○ 既存の地域交通に対する支援

- ・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化（賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化）
- ・エリア一括協定への長期安定的な支援（補助額算定要件の緩和）
- ・離島航路・航空路の運航への支援
- ・公共交通におけるバリアフリー整備の推進

地域公共交通確保維持改善事業費補助

地域公共交通確保維持改善事業 (令和5年度補正:279億円 令和6年度:208億円)

1. 地域公共交通のり・デザインの加速化

● 共創・MaaSプロジェクト

- ・AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
- ・モビリティ「人材」（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

A 中小都市、交通空白地など

B 地方中心都市など

C 大都市など

● 自動運転社会実装推進事業

2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援



● ローカル鉄道の再構築支援

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

2. バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

● 旅客運送事業者の人材確保

- ・2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援
- ・女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援

- ・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入 等

3. 既存の地域交通に対する支援

- ・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化
- ・公共交通におけるバリアフリー整備
- ・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進

水道未普及地域解消事業

1. 事業目的

水道は、98.3%（令和4年度末時点）の高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。

しかしながら、未だ水道を利用できない未普及人口が存在している。この水道未普及の早期解消を図り、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資する。

2. 事業内容

水道が布設されていない農山漁村等について、市町村が策定する「水道未普及地域解消計画」に基づく簡易水道等施設の整備

3. 事業採択要件

①新設

- ・経営実態が一体である事業が存在せず、既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長距離で原則 10km 以上離れた地域における簡易水道施設の新設
- ・経営実態が一体である事業が存在せず、既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長距離で原則 10km 以上離れた地域における 10 人以上 100 人以下の飲料水供給施設の新設

②広域簡易水道

- ・簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が 200m 以上の連絡管で連絡し、5,000 人を超える給水人口を有する水道施設の新設

③飛地区域

- ・既存の水道事業から原則として 200m 以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業、あるいは、当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域からの距離が 200m 以上の連絡管で連絡した水道施設の整備

④給水区域内無水源

- ・既認可給水区域内の水道未普及地域（101 人以上 5,000 人以下）に対し、現在給水されている区域から 200m 以上の連絡管で連絡した水道施設の整備

⑤区域拡張

- ・簡易水道又は飲料水供給施設の給水区域拡張（簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20% 以上）に伴う水道施設の整備

4. 令和6年度予算額

簡易水道等施設整備費補助	1,154,000 千円
水道未普及地域解消事業	316,000 千円
簡易水道再編推進事業	174,000 千円
生活基盤近代化事業	664,000 千円
閉山炭鉱水道施設整備事業	0 千円

5. 事業主体 地方公共団体

6. 補助率 4/10、1/3、1/4

[担当課：水管理・国土保全局水道事業課]

地方生活基盤整備水道事業

1. 事業目的

農山漁村地域における、ライフスタイルの多様化（水洗トイレ、シャワー等の普及）に対応するため、地方生活基盤整備水道事業計画に基づき簡易水道施設の整備促進し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に資する。

2. 事業内容

簡易水道施設の水量・水圧をアップし、ライフスタイルの多様化に対応する。
（下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設に見合う水道施設の整備）

3. 事業採択要件

- ① 下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備が行われる（既に整備されたものを含む。）ことにより、今後 10 年以内に給水能力が不足することが見込まれる地域であって、一般廃棄物処理基本計画中の生活排水処理基本計画に基づき今後 10 カ年以内に整備される生活排水処理施設整備事業と整合のとれた簡易水道施設の整備事業
- ② 3 階以上 5 階までの直結給水を可能とするために必要な簡易水道施設の整備事業

4. 令和 6 年度予算額

簡易水道等施設整備費補助	1,154,000 千円
水道未普及地域解消事業	316,000 千円
簡易水道再編推進事業	174,000 千円
生活基盤近代化事業	664,000 千円
閉山炭鉱水道施設整備事業	0 千円

5. 事業主体 地方公共団体

6. 補助率 4/10、1/3、1/4

[担当課：水管理・国土保全局水道事業課]

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和6年度当初予算 170億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業

防災・安全交付金

令和6年度当初予算 8707億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- 緊急時給水拠点確保等事業
 - ・ 災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。）
- 水道管路耐震化等推進事業
 - ・ 基幹管路や水管橋の耐震化、導水管・送水管の複線化等（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進事業
 - ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備や広域化後に耐震化対策等として実施する施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和6年度当初予算 30億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業
 - ・ 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業
 - ・ 上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業
 - ・ ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討事業
- 上下水道DX推進事業
 - ・ DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が営営する水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1／4、1／3、4／10 等

特定環境保全公共下水道事業（昭和 50 年度制度創設）

【目的】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

【事業主体】

（原則）市町村

【事業内容】

公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあたっては、既成市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるものを特定環境保全公共下水道という。

第 3 次下水道整備五箇年計画（昭和 46 年度～50 年度）のもとで実施された下水道事業は、下水道整備緊急措置法により都市計画事業として行うものに限られていた。しかしながら自然公園や農山漁村等、都市計画区域外においても下水道整備を行う必要が認められ、昭和 50 年度に「特定環境保全公共下水道」の名称で事業が実施されることになった。

従来、特定環境保全公共下水道事業は、事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であることが採択の要件となっていたが、昭和 61 年度より採択基準が改訂され、水質保全上等特に緊急に下水道整備を必要とする地区においては、概ね 1,000 人未満の規模の特定環境保全公共下水道事業も実施できることとなった。（簡易な公共下水道）

【対象要件】

特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次の要件に該当するものとする。

- ①事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。
ただし、水質保全上など特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りではない。
- ②自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第 2 条に該当する地区であること。（自然保護下水道）
- ③生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。（農山漁村下水道）
 - 1）事業の対象区域に係る計画排水人口の密度が原則として 1 ヘクタール当り 40 人以上であること。
 - 2）市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道または流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。

【国費率】

管渠等	1 / 2
終末処理場（用地買収、ポンプ場等）	1 / 2
終末処理場（処理施設等）	5 . 5 / 1 0

※ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率。

（担当課：水管理・国土保全局 下水道事業課）

公共下水道事業（昭和 33 年度制度創設）

【目的】

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資することを目的とする。

【事業主体】

（原則）市町村

【事業内容】

公共下水道は、主として市街地における下水を排除し又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続する形態をとるものを流域関連公共下水道と呼んでいる。

公共下水道事業は原則として市町村が行うが、2 以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合には、都道府県が事業を実施することができる。

【対象要件】

公共下水道事業（特定公共下水道、特定環境保全公共下水道を除く）で交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。

①特定環境保全公共下水道事業の対象要件に該当しないもの。

②新たに下水道法第 2 条第 3 号イの公共下水道事業を実施する都市にあっては、都市計画区域内であるもの。

【国費率】

管渠等 1 / 2

終末処理場（用地買収、ポンプ場等） 1 / 2

終末処理場（処理施設等） 5 . 5 / 1 0

※ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率。

（担当課：水管理・国土保全局 下水道事業課）

かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

○事業概要

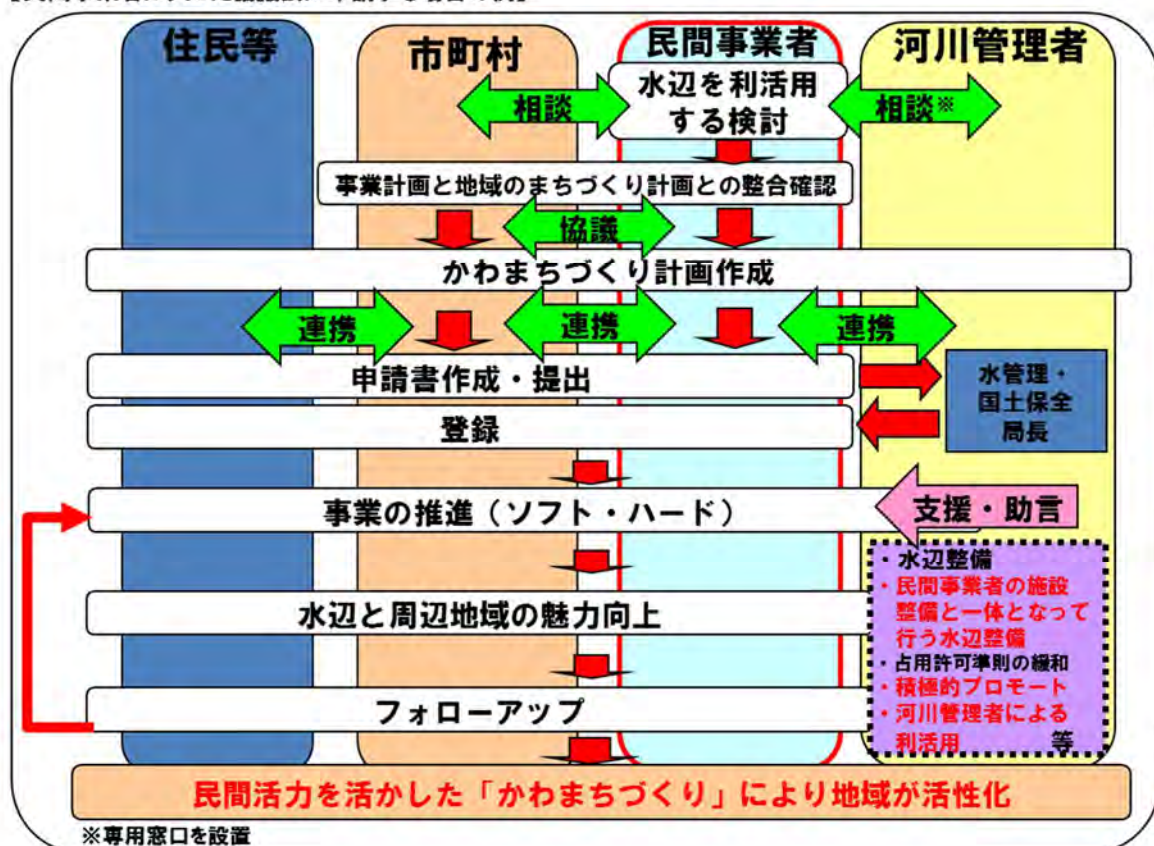
ソフト支援：優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援。

ハード支援：治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。



管理用通路をフットパスとして活用（最上川）

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



図：かわまちづくりの流れ

生活貯水池整備事業

【目的及び事業の概要】

山間部や半島部、島しょ部等の地域における局地的な水需要は、日量数百 m^3 程度のものが数多くあり、これらの水源のほとんどが井戸水や溪流に依存しています。この水源は、渇水時の取水の安定性や水質に問題を生じることがあり、また、これらの地域は治水安全度が低く、早急な治水・利水対策が必要となっています。

このような地域の小河川における局地的な治水・利水対策を目的として生活貯水池により事業の推進を図ります。



おおうち
大内生活貯水池（秋田県）



ゆめん
湯免生活貯水池（山口県）

【事業主体】

都道府県

【採択基準】

補助多目的ダム建設事業および補助治水ダム建設事業で実施

【沿革】

昭和63年度 制度創設

（担当課 水管理・国土保全局治水課）

セイフティ・コミュニティモデル事業

目 的

土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業を集中的に実施するとともに、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画（セイフティ・コミュニティプラン）を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。

対 象 地 区

過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。

事 業 内 容

- ①「セイフティ・コミュニティプラン」の作成
- ②砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設による整備

【科 目】

砂防事業費、地すべり対策事業費、社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金、沖縄振興公共投資交付金の中で実施

【負 担 率】

- ・負担率 本体事業に準じる（2/3等）

【沿 革】

- ・昭和62年度より実施
- ・平成2年度 地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を追加



●土砂災害の危険性の高い山間地に安全地帯を創出（栃木県日光市足尾町 渡良瀬川）

担当課（水管理・国土保全局砂防部砂防計画課、保全課）

市町村道の新設及び改築事業の都道府県代行制度

【事業の趣旨】

山村振興法に基づく振興山村における基盤施設である道路を整備し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上等を図ることを目的とする。

【事業の内容】

振興山村における基幹的な市町村道で国土交通大臣がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するもの（基幹道路）の新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができる。

【事業期間】

制限は無し

【採択要件】

国土交通大臣の指定する基幹道路における市町村道の新設及び改築事業

・基幹道路の指定基準

1. 集落（戸数 25 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある集落とを連絡する道路
2. 集落と主要交通・流通施設（港湾・飛行場・鉄道もしくは軌道の停車場・卸売 市場その他流通業務のために必要な施設）・主要公益的施設（主要な教育施設・医療施設・官公庁施設・購買施設・地域における共同の福祉又は利便のために必要な施設）または主要生産施設（共同選果場・共同集出荷貯蔵施設・木材集荷場等の施設）とを連絡する道路
3. 主要交通・流通施設・主要公益的施設・主要生産施設または主要観光地相互において密接な関係を有するものとを連絡する道路
4. 集落・主要交通・流通施設・主要公益的施設・主要生産施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道または一級市町村道を連絡する道路
5. 地方の開発または整備のために必要な道路

【事業主体】

都道府県

（担当課：道路局環境安全・防災課）